

使用者は労働者(健康保険・厚生年金保険の被保険者)が退職した場合、5日以内に保険資格の喪失手続きをしなければなりません。

種類	内容	手続場所	手続期間	その他注意事項
雇用保険	失業給付の受給	ハローワーク	退職後できるだけ早く	離職票と雇用保険被保険者証を会社から受領
健康保険	在職中の健康保険への継続加入	健保組合又は協会けんぽ※	退職日の翌日から20日以内	原則として退職後2年間に限られ、保険料は自己負担
	国民健康保険への新規加入	市区役所又は町村役場	退職日の翌日から14日以内	健康保険の被保険者資格の喪失届の写などを会社から受領
公的年金	国民年金への新規加入	市区役所又は町村役場	退職日の翌日から14日以内	国保加入者である被扶養者の被保険者種別の変更も行う

※ 協会けんぽ(全国健康保険協会管掌健康保険)の加入者は、協会けんぽ福岡支部(郵送可)で手続を行う必要があります。

- ◆主な関係条文：雇用保険法13条、37の2～38条、同法施行規則7条
国民健康保険法6～7条、56条、同法施行規則3条
国民年金法7～8条、同法施行規則1条の2

(7) 参考：退職届について

退職届は、法律等で定められた様式はありません。

書き方がわからない時は、下記退職届の例を参考に作成して下さい。

<退職届の例>

退職届	
〇〇株式会社	
代表取締役〇〇様	
<p>私は、以下の理由により、〇年〇月〇日をもって、貴社を退職することをお届けします。</p> <p><u>退職理由</u> 〇〇〇〇〇〇〇〇 のため</p>	
〇年 〇月 〇日	
所属部署	
氏名	印

<退職届を出す場合の注意点>

- 退職理由が労働者個人の都合の場合、一般的に「一身上の都合のため」と記載することが多いと思いますが、それ以外の事情で退職に追い込まれた場合は、「一身上の都合」とは書かず、退職に至った事実を具体的に記載することをお勧めします。

例 傷病により勤務に耐えられなくなったため
 職場の人間関係に問題があるため
 約束した労働条件と違うため 等

- 退職届の書き方によっては、雇用保険上の離職理由に大きく影響する場合があります。詳しくは、労働者支援事務所にお尋ねください。

2 仕事を辞めさせられるとき

会社の一方的な意思表示による労働契約の終了を解雇といいます。

労働者は、労働の対価として使用者から受け取る賃金によって生活しています。使用者から突然解雇されると、労働者やその家族の生活は成り立ちません。そこで解雇については労基法などにより、労働者を保護する立場から